

令和4年度浦添市商品券事業運営等業務委託公募型プロポーザル 募集要領

1 趣旨

この要領は、令和4年度浦添市商品券事業運営等業務について、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により受託事業者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

2 業務の概要

- (1) 業務の名称
令和4年度浦添市商品券事業運営等業務
- (2) 業務の内容
別紙「令和4年度浦添市商品券事業運営等業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行（実施）期間
契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
- (4) 総事業費（委託事務費用及びプレミアム原資（非課税）を含んだ総額。）
288,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
※うち委託事務費提案上限額：80,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
※委託事務費を低廉化した分は全てプレミアム分原資（換金費用）に充てること。

3 参加資格要件

次の要件のすべてを満たしていることとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (3) 業務運営に関し、各種関係法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (4) 営業実績が1年以上あること。
- (5) 経営及び信用の状況が良好であり、本業務を確実に遂行できること。
- (6) プロポーザル参加申込書提出の日から本業務にかかる受託者の特定の日までの間、浦添市から指名の停止を受けていないこと。
- (7) 国税、地方税を滞納していないこと。
（法人税、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税、法人市町村民税、固定資産税、市町村民税特別徴収）
- (8) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団又はその構成員の利益になる活動を行う者でないこと。
- (9) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。なお、共同企業体の場合の要件は以下のとおりとする。
 - ① 各構成員が参加資格要件（1）から（8）の全てに該当すること。
 - ② 共同企業体が、2以上の者により自主的に結成されたものであること。
 - ③ 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

4 関係資料の配布

(1) 関係資料の内容

- ① 業務委託仕様書
- ② 企画提案書作成要領
- ③ 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書
- ⑤ 【様式第2号】会社概要書
- ⑥ 【様式第3号】業務実績書
- ⑥ 【様式第4号】共同企業体協定書
- ⑦ 【様式第5号】質問書
- ⑧ 企画提案書

※別紙「企画提案書作成要領」参照のうえ作成すること。

(2) 関係資料の配布期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月17日（金）

(3) 関係資料の配布場所

浦添市役所 5階 産業振興課

※ 浦添市の公式ホームページからもダウンロードできます。

5 プロポーザル参加申込書等の提出及び参加資格の審査について

(1) 提出書類

- ① 【様式第1号】プロポーザル参加申込書兼誓約書／1部
- ② 定款又はそれに代わるもの（会社の概要パンフレット等）／1部
- ③ 厚生年金保険及び健康保険の加入証明書／1部
- ④ 雇用保険及び労働者災害補償保険の加入証明書／1部
- ⑤ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）／1部
- ⑥ 納税証明書／各1部

※ 国税（法人税及び消費税及び地方消費税）、都道府県税及び市町村税に滞納がないことを証明できるもの。都道府県税、市町村税については、本社所在地に係るものに限り。なお、契約権限等を支店等に委任する場合は、本社及び支店等の両方を提出すること。（ただし、本社及び支店等が同一の都道府県、市町村に位置している場合を除く。）また、委任先の支店等を開設して1年未満の場合で証明書が発行されない場合は、支店等の開設についての申告書の写しを提出すること。

- ⑦ 【様式第2号】会社概要書／7部
- ⑧ 【様式第3号】業務実績書／7部
- ⑨ 企画提案書／7部
- ⑩ 費用見積書（1部は原本とし、残りは写し可。）／7部
- ⑪ 【様式第4号】共同企業体協定書／1部

※③～⑥は3カ月以内に発行されたものとし、写し可。

※②～⑧は共同企業体の場合は全ての構成員について提出すること。

※⑦～⑩については、各書類1部単位でA4フラットファイル1冊に編纂し、ファイル表紙に「令和4年度浦添市商品券事業運営等業務企画提案書」、「応募者名」を記載し合計7冊を提出すること。

※⑪は、共同企業体の場合に限る。

(2) 提出期間

令和4年5月23日（月）から令和4年6月17日（金）

※受付時間：平日午前8時30分～午後5時00分（午前12時～午後1時を除く）

(3) 提出方法

持参又は郵送（簡易書留）、宅配便による提出も可能。

※その場合も、提出期限は6月17日（金）必着。

(4) 参加資格の確認

(1) で提出された書類を基に本公募に係る参加資格の確認を行う。参加資格の確認終了後、その結果を参加者全員へ通知する。

(5) 書類選考の実施について

提案者が6者以上あった場合、1次審査として書類選考を実施する。

6 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1) プレゼン日時（予定）

令和4年7月1日（金）

9時00分～17時15分のうち30分程度

（日時については応募者へ個別で通知する。）

(2) プレゼン場所

浦添市役所 会議室

(3) プレゼンテーションの方法

企画提案書を基にプレゼンテーションを行うこととし、企画提案書提出後の内容変更や、企画提案書と異なる内容、当日の追加資料の配布を用いるなど、事前に提出された提案書以外の資料を使用しての説明は不可とする。

設定時間はプレゼンテーション20分以内、質疑応答は10分程度とする。

7 質問及び回答

(1) 質問の受付期間

令和4年5月23日（月）から 令和4年6月8日（水）まで

(2) 質問方法

(1) の期間内に質問書【様式第5号】に質問内容を記入し、電子メールにて提出すること。

なお、件名は「令和4年度浦添市商品券事業に関する質問」とする。

※電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 回答

令和4年6月13日（月）までに、質問および回答をホームページにて公表する。

なお、質問の回答は、本要領、仕様書等の追加又は修正とみなす。

8 選定方法

提出された企画提案書と提案者からのプレゼンテーション及びヒアリングの内容を本募集要項に記載の別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」に掲げる評価項目により、令和4年度浦添市商品券事業運営等業務業者選定委員会において評価を行う。

9 契約相手方の決定

(1) 提案書及びプレゼンテーションの内容、価格点を総合的に評価し、事務局で設定する最低基準点以上の評価を得たもののうち、随意契約の相手方となる優先交渉権者（以下「優先交渉権者」という。）と次点交渉権者を特定する。最高点の者が複数者いる場合は、選定委員会における合議により優先交渉権者を特定する。

(2) 特定後、優先交渉権者と浦添市は、提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的な条件などの協議と交渉を行う。

(3) 上記(2)の結果、交渉が整ったときは、契約予定先として随意契約の手続きを行う。交渉が整わなかった場合は、次点の交渉権者を新たに優先交渉権者に特定し、改めて交渉を行う。

- (4) 契約予定者は、浦添市が指定する期日までに見積書を提出し、その内容について精査した上、契約を締結する。
- (5) 審査結果は委託業者の特定後、提案者全員に審査結果通知書を発送する。優先交渉権者、次点交渉権者については、名称を浦添市公式ホームページに掲載する。審査結果についての異議申立及び問い合わせには、一切応じないものとする。

10 留意事項

- (1) 本公募の提案にかかる経費は、企画提案者負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等の資料は返却不可とする。
- (3) 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき公開する場合がある。
- (4) 必要に応じ、追加資料の提出を求める場合がある。
- (5) 参加申込後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに書面で浦添市産業振興課に届け出ること。(様式は任意)

11 失格事項

参加表明書や企画提案書が以下の条件の一に該当する場合は、本件プロポーザルへの参加を認めないこと又は契約の締結の無効若しくは取り消しを行うことがある。

- (1) 提出書類の期限又はプレゼンテーションの開催日時に遅れた者。
- (2) 一つの事業者が複数応募したとき。
- (3) 作成様式（書式）及び企画提案書作成要領に示された条件に適合しない者。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした者、不備があった者。
- (5) 見積内容が曖昧な者。
- (6) 選定委員又は当該プロポーザル関係者に対して、業者の選定や契約等に関わる不正な接触の事実が認められた者

12 本業務の委託候補者の選定に係るスケジュール（予定）

- (1) 実施要領等の交付期間
令和4年5月23日（月）から令和4年6月17日（金）まで
- (2) 質問受付期間
令和4年5月23日（月）から令和4年6月8日（水）まで
- (3) 参加申請及び企画提案書の提出期限
令和4年6月17日（金）
- (4) プレゼンテーション及び審査会の実施
令和4年7月1日（金）
- (5) 選定結果の通知
令和4年7月4日（月）

担当部署

浦添市市民部経済文化局 産業振興課（浦添市役所5階）
電話（直通） 098-876-1245（担当：志賀）
E-mail: sangyo@city.urasoe.lg.jp

別表「企画提案書及びプレゼンテーション評価項目」

評価項目	評価の視点
(1) 実績・実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・実績業務実績が豊富にあるか、類似事業の実績を有しているか。 ・担当者が豊富な業務経験を有しているか。 ・実施体制について、仕様書を的確にふまえ、明確かつ具体的に提案されているか。
(2) 事務局運営・スケジュールについて	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局の運営体制や業務スケジュールは効果的、効率的なものであり、業務を確実に遂行できるものか。 ・参加店舗や市民からの問合せへの適切な対応が可能となる体制が整っているか。
(3) 市内事業者の活用について	<ul style="list-style-type: none"> ・市内事業者の発注予定先・発注予定額や、連携体制について計画されているか。
(4) 商品券の印刷等・販売計画・保管・警備等	<ul style="list-style-type: none"> ・商品券の完売につながる販売計画となっているか。また、紙商品券の販売店舗について市内地域に偏りのない設置計画となっているか。 ・市民を限定した販売方法について効果的かつ効率的な内容となっているか。 ・商品券の管理においてセキュリティ対策が講じられているか。また、商品券の偽造防止策は十分か。
(5) 電子商品券について	<ul style="list-style-type: none"> ・電子商品券を初めて使用する利用者や事業者でも利用できる容易な仕組みとなっているか。 ・利用者や事業者に対するサポート体制は十分なものとなっているか。 ・セキュリティ対策（不正使用の防止、システム障害の発生や個人情報流出した場合の対処等）は十分なものとなっているか。 ・今後、本業務で構築したシステムを活用し、本市の課題解決につながるような事業計画を策定することができる提案となっているか。また、新規事業を実施する際の事務費の低減につながる提案となっているか。
(6) 商品券参加店舗の募集・審査・登録・対応等	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの参加店舗の参入を促す募集・広報内容となっているか。 ・参加店舗が円滑に登録・換金等の手続きを行うことができる内容となっているか。
(7) マイナンバーカード取得促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・目標とするマイナンバーカード新規取得者数を達成できるような手法が提案されているか。 ・電子商品券の配布方法について、既取得者の応募手順を含め、容易な仕組みが提案されているか。 ・マイナンバーカード既取得者に向けた配布計画が、新規取得者数増につながる効果的な内容として提案されているか。
(8) 本事業の広報について	<ul style="list-style-type: none"> ・広報内容は市民に広く広報できる効果的なものとなっているか。 ・マイナンバーカード取得促進に効果的な広報計画となっているか。 ・専用ホームページについて、利用者にとって利便性の高い内容となっているか。 ・広報物に過不足がないよう正確かつ効率的な在庫管理を行う内容となっているか。
(9) 効果測定について	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業を実施したことによる事業効果（消費喚起や誘発効果、業種ごとの売上等）を分析するための手法や具体性について。 ・参加店舗及び利用者向けアンケートの収集方法が効果的な内容であるか。
(10) 事務費について	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書で提示した制作方針を理解し、プレミアム原資の確保につながる必要最低限の適切な金額で企画しているか。
(11) 提案見積額	<ul style="list-style-type: none"> ・次の式により算出された点を付与する。 事務費価格点 = 10（配点） - （提案価格 - 最低提案価格） / （提案上限額 - 最低提案価格） × 10（配点）